

# 取調べの可視化 ニュース (通算第50号)

2021  
第21号  
2021.8.1

今号の特集  
・「被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会」を開催しました  
・取調べの可視化フォーラムのご案内  
・「刑事弁護人が知っておきたい『協同面接』の基礎知識」について  
・発展型研修「可視化・立会い弁護実践～可視化の活用と黙秘権行使・立会いの実現に向けて～」を是非ご依頼ください!!

編集責任：取調べの可視化本部

## 「被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会」を開催しました (2021年4月5日)

取調べの可視化本部事務局次長 端 将一郎(福井弁護士会)

本年4月5日、Zoom開催にて、「被疑者取調べに対する苦情申入れ経験交流会」を開催しました。事例として、①苦情申入れや準抗告の結果、長時間取調べ等を理由に拘留所への移送が認められた事例、②外国人被疑者について、黙秘権侵害等を理由に苦情申入れを行い、結果、処分保留釈放に繋がった事例、③大声や侮辱発言等について監督対象行為有りと認められた事例が報告されました。いずれの事例も、弁護士の積極的な活動が功を奏しており、参加いただいた皆様にとっても良い刺激になったのではないかと思います。

現状、苦情申入れをしても、監督対象行為無しとされることが多いのが実情です。しかしながら、苦情申入れをすることで、その後の取調べ担当者の態度に影響があることは多く、一種の牽制としての効果は高いものといえます。

ただ、やはり、録音・録画の有無は、監督対象行為の判断にも影響を与えることがわかってきました。前記③の事例は、裁判員裁判の対象事件であり、録音・録画されていたこともあって、調査の結果、監督対象行為有りとされていますが、同種の発言が警察官からなされても、録音・録画されていない事件においては、監督対象行

直しにおいて、録音・録画の範囲を拡大するためにも、苦情申入れが持つ意味は大きく、これからも定期的に経験交流会を実施していきたいと考えております。ぜひ、全国で苦情申入れを活性化していただければと思います。

今後、改正刑事訴訟法3年後見直しの際、録音・録画の範囲を拡大するためにも、苦情申入れが持つ意味は大きく、これからも定期的に経験交流会を実施していきたいと考えております。ぜひ、全国で苦情申入れを活性化していただければと思います。

## 取調べの可視化フォーラムのご案内

### 「私は虐待していない〜日常の隣にある密室の取調べ〜」 (2021年9月8日午後6時WEB開催)

取調べの可視化本部事務局次長 古田 茂(第二東京弁護士会)

改正刑事訴訟法によって裁判員裁判対象事件、検察独自捜査事件における身体拘束下の取調べの録音・録画が制度化され、施行から2年が経過しました。また、公判請求が見込まれるその他の事件についても、検察官による取調べは、運用により、広く録音・録画が実施されています。

しかし他方で、警察では、裁判員裁判対象事件や知的障害、精神障害が疑われる事件を除くと、取調べが録音・録画されることはほぼ皆無であり、今なお密室を利用した違法・不当な取調べがなされ

ていることが数多く報告されています。また、在宅事件でも同様です。来年には、改正法附則に定められた見直し規定により、録音・録画制度のあり方について実施状況を踏まえた検討が開始されます。そこで、こうした違法・不当な取調べを根絶するため、この機会に録音・録画されていない取調べの実情を明らかにし、これを立法事実として、録音・録画の対象事件を全事件(在宅事件を含む)に拡大することを求めていく必要があります。そのため、今般、揺さぶられっ

## 「刑事弁護人が知っておきたい『協同面接』の基礎知識」について

取調べの可視化本部委員 植田 豊(大阪弁護士会)

この度、当本部において、会内資料パンフレット「刑事弁護人が知っておきたい『協同面接』の基礎知識」を作成しましたので、ご紹介いたします。「協同面接」とは、2015年に始まった警察・検察・児童相談所が連携して行う児童に対する取調べのことです。代表者聴取とも呼ばれているものです。主に性犯罪や虐待被害に遭った児童の事情聴取の際に行われ、前記三機関連携の上で代表者が事情聴取を行い、聴取結果を三機関で共有するというものです。協同面接は、外国で実績のある司法面接(forensic interviews)の手法を参考に行われているとされており、子どもから正確な情報をより多く引き出すこと、及び被害者や目撃者となった子どもへの負担を最小限にすることを旨とするものとされています。

本パンフレットでは、協同面接が行われることとなった経緯、協同面接の実施状況、協同面接の具体的イメージ等を紹介するとともに、協同面接が実施された事件を弁護するにあたっての留意点や協同面接関連の裁判例も整理してあります。

2015年に始まった協同面接の実施件数は、2016年度に306件だったものが、2019年は4月から12月までの9か月間で1638件と飛躍的に増加しています。加えて、これまでは聴取の対象者が児童に限られていたが、本年3月からは、精神に障害を有する性犯罪被害者についても、警察・検察が連携し代表者が聴取する取り組みが始まっています。したがって、今後、協同面接が行われた事件を担当する機会が増えてくるものと思われます。是非この機会に本パンフレットを一読いただき、協同面接に関心をもちいただければと思います。

## 発展型研修 「可視化・立会い弁護実践」 可視化の活用と黙秘権行使・立会いの実現に向けて を是非ご依頼ください!!

取調べの可視化本部幹事 加藤 拓也(大阪弁護士会)

本年度、当本部では、発展型研修のメニューを大幅刷新し、「可視化・立会い弁護実践」可視化の活用と黙秘権行使・立会いの実現に向けて」を提供しております。本年3月には、宮崎県弁護士会にて実施させていただきました。今

後も既に、千葉県、長崎県、第二東京の各弁護士会からお申し込みいただいております。このメニューを通じて、全国に可視化時代の弁護実践、そして新たな課題としての取調べへの弁護人立会いの実現に向けた弁護実践を提案しています。

この発展型研修は、可視化パートと立会いパートに分かれます。可視化パートは、主に記録媒体の取扱いを中心に、文字通り「発展型」の研修を提供するものです。可視化法が施行されたことにより、記録媒体の扱いを公判前整理なしの公判手続で議論することが増えましたが、その対応については、事例自体が少ないため、まだまだ研究が必要な分野です。当本部では可視化経験交流会を通じて事例を蓄積しておりますので、そこで得られた知見をわかりやすくお伝えしたいと考えております。立会いパートは、大前提としての黙秘原則を確認し、特に在宅事件において、どのように弁護人立会いを実現するのか、仮に逮捕のリスクとの関係で妥協せざるを得ない場面でも、準立会い(取調室至近で弁護人が待機して随時助言する)を実践できるよう、動画も用いながら具体的実践手法を提案しています。是非ご活用ください!!